石巻広域都市計画高度利用地区の決定 中央交番 Ш (中央三丁目1番地区) 施行区域 拙 孙海 石巻信用金庫 Star HE BILL BUT (STA) 13 中水 華心 観慶九 字界図 参考】 (石巻市決定) 田田 20 田水 羽黒町一・千石町線 20× 丁目1号線 ·石巻 K 中央三. 石巻健康センあいプラザ・ 立町東線 会議所 中田 田田 1.5(都) 一卷商工 出 小 数 为 方 后 巾

第2号議案

字 名 一 覧

高度利用地区を決定する土地の区域

市町村名	大字名	小字名	全部・一部の別	備考
石巻市	中央三丁目		一部	
	立町一丁目		一部	

第3号議案

石巻広域都市計画第一種市街地再開発事業の決定(石巻市決定)(素案)

都市計画石巻市中央三丁目1番地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

名	称	石巻市中央三丁目1番地区第一種市街地再開発事業								
面	積	約0.51	約0.5 ha							
710		種 別	3	名 称	幅 員	延 長	備考			
		幹線道路	3.4.17 門脇稲	井線	16m (8.0m)	約20m	都市計画道路計画幅員 幅員の()書は区域内部分			
	道路	平下小八旦山	市追 羽黒町	一・千石町線	8m (4m)	約80m	幅員の() 書は区域内部分			
		区画道路	市道 中央三	丁目1号線	4m, 3.5m (4m, 2m)	約55m	拡幅予定 幅員の()書は区域内部分			
	公園及び	種別		名 称 面 積		備考				
規	緑地	_			_					
模	下水道	石巻市公共下水道により整備済								
	その他の 公共施設		——————————————————————————————————————							
建築物の整備に関する計画 1		建	築物	敷地面積に 対する建築 面積の割合	敷地面積に 対する延べ 面積の割合	主要用途	備考			
	街区番号	建築 面積	延べ面積				高度利用地区の制限内容 駐 車 台 数			
	1	約 3,000㎡	約 11,000㎡	約 8/10	約 29/10	商住駐車場	容積率の最高限度 40/10 容積率の最低限度 15/10 建ペい率の最高限度 8/10 ただし、建築基準法第53条第3 項第2号に該当する建築物にあっては1/10、同条第4項第1号に該当する建築物にあっては2/10 を加えた数値とする。 建築面積の最低限度200㎡ 壁面の位置の制限 1m			
7.31-	街区番号	建築敷	建築敷地面積			整備計画				
関する計画	1	約 3, 900 ㎡		壁面の後退により、歩行者空間等を確保し、歩行者の安全と市街地環境の向上を図る。						
住宅建	住宅建設の目標 戸 数		備考							
関する計画建築敷地の整備に	街区番号	3,000㎡ 建築敷 約3,	11,000㎡ 文地面積 900㎡	8/10	29/10	住 宅 駐車場 整備記 空間等を確保	項第2号に該当する建築物っては1/10、同条第4項第1該当する建築物にあってはを加えた数値とする。 建築面積の最低限度200壁面の位置の制限 1m			

[「]施行区域及び公共施設の配置は計画図表示のとおり」

理由書

【中央三丁目1番地区】

中央三丁目1番地区は、JR石巻駅の南東約500mに位置し、本市中心市街地の骨格的な通りとなっている国道398号((都)運河内海線)と、中心市街地への広域からの幹線ルートとなる(都)門脇稲井線とが交差する一角にある地区で、「石巻市都市計画のマスタープラン(平成21年3月策定)」において、商業機能・業務機能・居住機能・多様で楽しめる機能を集積し、本市の顔として活性化を目指す「都市核拠点」に位置付けています。

また、本地区は、多様な都市機能を集積し、高齢化社会に対応した、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりをコンセプトに掲げている「石巻市中心市街地活性化基本計画(平成22年3月内閣総理大臣認定)」の計画区域内にも位置しています。

一方、本地区の位置する中心市街地は、昭和50年代からモータリゼーションの進展にともなう都市構造の郊外部への拡大等により、中心商業の衰退が徐々に進み、特に近年インター周辺に広域商圏をもつ大規模小売店舗が集積したことなどから、大型店舗の撤退や、商店街に空き店舗が多くなるなど商業活力の低下が顕著になっており、平成23年3月に発生した東日本大震災により、既存店舗は甚大な被害を受け、さらなる空き店舗の増加や定住人口の減少をもたらしています。

平成 23 年 12 月に策定した「石巻市震災復興基本計画」では、災害に強いまちづくり等を基本理念に掲げ、中心市街地エリアでは、市街地再開発等を行い、商業業務機能や居住機能のほか、多様な都市機能を集積させ、賑わいのある新生中心市街地を目指すこととしています。この計画に基づき、地元協議会と専門家を交えた勉強会等を通じ、既存拠点の充実と新たな魅力をもった集客拠点を整備し、それらの拠点間を往来する回遊路の整備等による交流人口の増加、住宅の提供等によるまちなか居住の促進に関する検討がなされています。

こうした地元の勉強会等により、市内の複数の箇所で再開発事業によるまちづくりの機 運が高まり、本地区において、市街地再開発準備組合が設立され、市街地再開発事業の施 行に向けた準備が進められています。

これらのことから、計画的かつ良好な市街地再開発事業の円滑な施行を確保するため、次のとおり、都市計画決定を行います。

なお、本地区は、市街地の緊急かつ健全な復興を推進するため、本市で指定した被災市 街地復興推進地域内に位置しています。

第3号議案

<第一種市街地再開発事業の決定>

本地区は、震災により解体・除却された建物が多く、空閑地で占められる土地利用となっていることから、災害に強いまちづくりを前提に、他の拠点整備地区や商店街等との連携による回遊拠点の整備及び住宅の整備により、中心商店街の賑わいや来街者の回遊性の向上、被災者への早期の住宅供給を含めたまちなか居住の促進への寄与等、中心市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新に貢献する市街地再開発事業を実施するため、中央三丁目1番地区第一種市街地再開発事業を決定します。

<高度利用地区の決定>

本地区において、空閑地等の敷地の統合を促進し、小規模建築物の建築を抑制するため、 建築面積の最低限度及び容積率の最低限度を定めます。また、建築物の敷地内に有効な歩 行者空間を確保し、低層階の賑わいを演出できるよう、建ペい率の最高限度及び壁面の位 置の制限を定めます。

このことにより、被災した土地の集約や建築物の共同化を促進し、被災者向けの共同住宅や中心市街地活性化に寄与する機能の集積を誘導し、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新及び都市環境整備の実現を図るため、高度利用地区(中央三丁目1番地区)を決定します。

